

7. 資料の閲覧及び特約条項

(1) 資料の閲覧について

物件調書の参考事項欄に閲覧資料がある旨の記載がある物件については、物件の所在地を管轄する財務局・各財務事務所の担当課において、閲覧資料を用意しておりますので、買受希望者は必ずご確認ください。

なお、閲覧資料を確認しない場合でも申込みを行うことは可能ですが、閲覧しなかったことを理由に、申込後に異議を唱えることはできません。各物件の閲覧資料については、下表をご覧ください。

物件番号	閲覧資料の内容
2102、2201、2203、2302、2304 2403、2404、2405、2406	境界または越境に関する資料
2303	地下埋設物に関する資料
2405	設計図書及び建物に関する資料

(2) 特約条項

申込者は、売払物件が物件調書等に記載された内容であることを了承のうえ、申込みを行ってください。

売買契約にあたっては、契約書に以下の通り特約条項を付します。

また、物件調書の内容により、以下の特約条項に加え、他の特約条項を付す場合があります。

(特約条項)

第〇条 乙は、売買物件が売買契約書別紙の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。